

基本目標	基本方針	実施方針	具体的な施策・取組（案）
未来へつなげる循環型都市の実現	基本方針Ⅰ 3Rの推進 による 家庭系 ごみの 減量化・ 資源化	I-1 ごみの発生抑制の推進	①ごみの発生を抑制する方法などの周知・啓発 ②ごみの組成分析の実施及び結果の見える化 ③ごみの発生抑制に向けた呼称の見直し
		I-2 生ごみの減量化・資源化	①生ごみの減量に向けた「3つのキリ」の周知・啓発 ②生ごみ処理機の購入費補助制度の更なる周知・啓発 ③生ごみを資源化することの検討
		I-3 プラスチック製容器包装及び 雑がみの更なる資源化の推進	①プラスチックごみの種類と分別に関する周知・啓発 ②雑がみの種類と排出方法に関する周知・啓発
		I-4 せん定枝の資源化の推進	①せん定枝の収集方法の見直しを含めた更なる資源化の推進 ②資源化した堆肥の無償提供の継続的な実施
		I-5 新たな品目の資源化の推進	①製品プラスチックの資源化の拡大に向けた検討 ②紙おむつの資源化の検討 ③新たな資源化品目の調査・検証
		I-6 家庭系ごみの有料化の検討	①アンケート結果による市民意識に基づく有料化の是非の検討 ②有料化による効果と市民負担の検証 ③有料化実施自治体のごみ排出量の変化の分析
	基本方針Ⅱ 事業系 ごみの 更なる 減量化・ 資源化	II-1 多量排出事業者への指導及び 情報提供	①多量排出事業者への訪問による指導の徹底 ②事業系一般廃棄物処理手数料の見直し ③減量化・資源化に関する講習会の実施
		II-2 食品ロスの削減	①食品ロス削減月間における周知・啓発 ②食品ロス削減の取組の更なる推進 ③商工会議所などと連携した店舗などへの働きかけの実施
		II-3 紙類の更なる資源化	①収集運搬許可業者への周知・啓発 ②排出事業者への周知・啓発
		II-4 内容物検査実施による 不適正排出への指導	①内容物検査の定期的な実施による監視体制の強化 ②内容物検査の実施による不適正排出事業者への指導の徹底
	基本方針Ⅲ 安定的な ごみ処理 体制の確立	III-1 新ごみ中間処理施設の整備	①新ごみ中間処理施設の整備の着実な推進
		III-2 資源化センターの在り方に関する検討	①資源化センターに関する課題の抽出
		III-3 戸別収集を含めた収集 方法の検討	①もえるごみの戸別収集の段階的な拡大 ②完全戸別収集の課題及び方向性の検証 ③超高齢社会などに対応可能な収集方法の見直し
	基本方針Ⅳ 市民協働に よる計画の 推進	IV-1 環境学習及び環境教育の充実	①環境センターなどを利用した環境学習の充実 ②学校などにおける環境教育・環境学習の充実
		IV-2 不法投棄防止のための 地域との協働	①地域との協働による不法投棄の未然防止及び迅速な処理の実施 ②不法投棄をさせにくくする環境づくりの推進
		IV-3 ごみ対策協議会、自治会連絡 協議会などとの連携の強化	①ごみ対策協議会との連携の更なる強化 ②自治会連絡協議会などとの協働による環境意識の向上

基本方針Ⅰ 3Rの推進による家庭系ごみの減量化・資源化

実施方針Ⅰ－1 ごみの発生抑制の推進

【現状と課題】

ごみの減量化・資源化を図るために、最優先にすることは、ごみを出さない（Reduce：発生抑制）ことです。現代の大量生産、大量消費の社会においては、ごみの発生をゼロにすることは困難です。しかし、ごみの発生を限りなく少なくすることを目指す必要があります。そのためには、食品ロスの問題が重要な課題となります。食品ロスにつながる直接廃棄、食べ残し、過剰除去を少なくすることにより、ごみの発生を抑制することができます。また、ごみの排出する当事者であるという自覚と責任を持つことやごみを出さないライフスタイルへの転換を図ることが必要です。

【具体的な施策・取組】

① ごみの発生を抑制する方法などの周知・啓発

ごみの発生抑制のために、冷蔵庫の中身を定期的を確認する、分別を徹底してごみとして排出しない、レジ袋が有料化されたことによるエコバックの活用、マイ箸、マイボトル、マイ容器などを利用するなど、誰でも気軽に実践できることを、機会を捉えて周知・啓発を行い、ごみを出さないライフスタイルへの転換を図ります。

② ごみの組成分析の実施及び結果の見える化

ごみの組成分析を実施し、もえるごみの中の食品ロスに繋がる問題点を洗い出します。また、ごみの発生抑制については、実践しても効果が実感できない、結果が分かりづらいことから、分析結果を市ホームページや広報あつぎなどを利用して公表することにより、結果が見える化するとともに、排出者意識の向上を図ります。

③ ごみの発生抑制に向けた呼称の見直し

ごみの発生抑制や、排出者意識の向上を図るため、現在の「もえるごみ」という呼称を、アンケート結果を基に、「資源とごみの正しい出し方」の改定の時期に合わせて見直しを行います。併せて、「もえるごみ」以外についても、発生抑制につながるような呼称への見直しの検討を行います。

実施方針 I - 2 生ごみの減量化・資源化

【現状と課題】

生ごみは、家庭から出るもえるごみのうち、約 40～50%を占めています。また、生ごみの約 80%は水分だと言われています。もえるごみとして捨てられる生ごみに含まれる水分をいかに減らしていくかが課題となります。

本市では、生ごみの減量化を推進するために、平成 30 年度から生ごみ処理機の購入費補助制度を開始し、令和 2 年 1 月から補助対象を生ごみ処理機全般へと拡大しています。しかし、アンケートの結果では、補助制度を知らないと回答した人の割合が 55%であることから、今まで以上に周知が必要です。

生ごみの減量化・資源化を推進することが、家庭系ごみの減量化・資源化を図るためにはとても重要となります。

【具体的な施策・取組】

① 生ごみの減量に向けた「3つのキリ」の周知・啓発

生ごみの減量化には、食材などを買うときに使い切れる分だけ購入すること（使いキリ）、必要な量だけ作り、残さず食べること（食べキリ）、野菜くずはできるだけ濡らさず、捨てる前に水をしっかりと絞ること（水キリ）の「3つのキリ」が大切です。生ごみの「3つのキリ」について、様々な機会を捉えて周知・啓発を行います。

② 生ごみ処理機の購入費補助制度の更なる周知・啓発

令和 2 年 1 月から補助対象を拡大したことにより、生ごみ処理機の購入費補助制度を利用する人は増加傾向ですが、アンケート結果では、制度自体を知らないと回答した人の割合が 55%であることが分かっています。そのため、制度の認知度をより広めるために、公共施設にチラシを布置するなど、より一層の周知・啓発を行います。

③ 生ごみを資源化することの検討

生ごみは、現在、もえるごみとして処理をしていますが、生ごみに含まれる野菜くずなどの食品廃棄物は、堆肥やエネルギーとして資源化することも可能です。アンケートの結果でも、賛成である、どちらかというを実施した方がよいと回答した人の割合が合わせて 67%となっています。資源になる生ごみを分別回収し、資源化することについてアンケートでの反対意見も踏まえながら検討を行います。

実施方針 I - 3 プラスチック製容器包装及び雑がみの更なる資源化の推進


【現状と課題】

プラスチック製容器包装及び雑がみは、資源として回収していますが、資源としてではなく、もえるごみとして家庭から排出されることも多い現状があります。プラスチックごみや紙類は、分別の仕方が分かりにくいこと、また、資源として回収できることがきちんと周知されていないことが課題として挙げられます。

アンケート結果によると、資源の分別に迷うことがある人の割合が80%を超えていることから、資源になるものは、資源としてきちんと分別回収されることにより、ごみの減量化・資源化を推進することができます。

【具体的な施策・取組】

① プラスチックごみの種類と分別に関する周知・啓発

 のついているプラスチック製容器包装や製品プラスチックなど、プラスチックごみの種類や分別の仕方を、より分かりやすく説明するために、チラシなどを作成し、様々な機会を捉えて周知・啓発を行うことで、資源化を推進します。

② 雑がみの種類と排出方法に関する周知・啓発

新聞、雑誌、段ボール、紙パックのいずれの区分でもない紙類である雑がみは、もえるごみの中に混入していることがあるため、雑がみの種類や資源となることを、チラシなどを活用して周知・啓発を行います。

また、雑がみを入れ、その袋ごと資源として出せるような雑がみ入れ袋などを活用し、資源化を推進します。

実施方針 I - 4 せん定枝の資源化の推進

【現状と課題】

家庭から出る木の枝や雑草などのせん定枝は、資源として無料で戸別回収を行っていますが、資源としてではなく、もえるごみとして家庭から排出されることも多い現状があります。アンケートの結果でも、もえるごみの日に集積所に出している人の割合が約30%となっています。木の枝などの長さや太さ、種類などによって、せん定枝として出せないものもあることの周知も必要です。

また、せん定枝がどのような形で資源化されているかを分かりやすく伝える必要があるとともに、資源化された堆肥を配布していることの周知・啓発が必要です。せん定枝の資源化をより一層推進することが、ごみの減量化・資源化につながります。

【具体的な施策・取組】

① せん定枝の収集方法の見直しを含めた更なる資源化の推進

せん定枝のもえるごみからの徹底的な排除のため、現在の戸別収集でのせん定枝の収集に加え、集積所での収集地域の拡大を検討するなど、せん定枝の更なる資源化を推進します。

② 資源化した堆肥の無償提供の継続的な実施

せん定枝を資源化した堆肥を、環境センターで無償配布していることについて、市ホームページなどを活用してより一層の周知・啓発を行います。また、環境センター以外で、安定的に配布が可能な場所の検討を行い、拡大を図ります。

実施方針 I - 5 新たな品目の資源化の推進

【現状と課題】

資源化率も増加させるために、現在の資源化品目以外に、新たな品目の資源化を推進していく必要があります。

プラスチックごみは、国において、資源として回収しているプラスチック製容器包装と共に、製品プラスチックを一括して回収してリサイクルする制度を導入する方針を示していることから、その動向を注視していく必要があります。また、プラスチックスマートの考え方を推進し、不必要なワンウェイのプラスチックの排出抑制や分別回収を徹底する必要があります。

紙おむつは、国の推計では、もえるごみの5～8%を占めているとされています。超高齢社会が進展する中で、使用済紙おむつの排出量が今後も増え続けていくことが予想されることから、紙おむつの資源化を検討することで、もえるごみの減量を図りながら、資源量を増加することが期待できます。

【具体的な施策・取組】

① 製品プラスチックの資源化の拡大に向けた検討

令和2年度から、モデル地区で行っている製品プラスチックの資源化の結果を検証し、拡大に向けた検討を行います。また、令和4年度以降の国の動向を注視していきます。

② 紙おむつの資源化の検討

紙おむつは、もえるごみとして焼却していますが、資源として回収し、処理することでパルプとして再生利用することができます。紙おむつを資源として回収する方法や資源化できる施設の調査など、資源化に向けた検討を進めます。

③ 新たな資源化品目の調査・検証

資源化目標を達成するため、現在の資源化品目の更なる資源化を推進した上で、他自治体や先進事例などの取組を参考に、新たな資源化品目の設定に向けた調査・検証を行います。

実施方針 I - 6 家庭系ごみの有料化の検討

【現状と課題】

家庭系ごみの有料化は、ごみの発生抑制や再生利用の推進、ごみを排出する意識の向上につながるということから、全国的に50%を超える自治体で実施されています。

また、環境省は、平成28年1月の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の中の地方公共団体の役割の中で、「排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきである。」と示しています。その方針を踏まえた上で、達成目標に対する中間年度を設定し、目標達成が困難であると見込まれた場合に、ごみ排出量に応じた負担の公平性及び排出抑制を図るため有料化導入の検討を行う必要があります。

【具体的な施策・取組】

① アンケート結果による市民意識に基づく有料化の是非の検討

本計画策定のための市民向けのアンケートの有料化に関する設問の回答結果を踏まえ、有料化に対する市民意識を把握するとともに、賛成・反対意見の分析を行い、有料化の是非を検討します。

② 有料化による効果と市民負担の検証

有料化を実施することによるごみの減量化の効果と、市民の方に応分の負担を強いることのバランスについて検証を行います。

③ 有料化実施自治体のごみ排出量の変化の分析

既に有料化を実施している自治体の導入前後のごみ排出量の変化を分析するとともに、本市で実施した場合のごみ排出量の変化のシミュレーションを行います。

基本方針Ⅱ 事業系ごみの更なる減量化・資源化

実施方針Ⅱ－1 多量排出事業者への指導及び情報提供

【現状と課題】

多量排出事業者（年間36t以上の事業系一般廃棄物を環境センターに搬入する事業者）に該当する事業者に対し、廃棄物処理法や市条例に基づき、廃棄物の減量化・資源化を推進するため、「事業系一般廃棄物減量化・資源化等処理計画書」の提出を義務付け、前年度実績と今後の計画を具体的に記載させています。

また、生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという「拡大生産者責任」の考え方の周知・啓発を行います

【具体的な施策・取組】

① 多量排出事業者への訪問による指導の徹底

多量排出事業者に対し、事業系廃棄物等適正処理指導員が廃棄物減量等計画書などに基づくヒアリングや排出状況の現地確認を行い、事業系ごみの減量化・資源化や適正処理について、改善の助言を行います。また、改善が見られない場合には、さらに必要な指導及び勧告を行います。

② 事業系一般廃棄物処理手数料の見直し

令和7年度中の稼働を目指して、新ごみ中間処理施設の整備を現環境センターの北側で進めており、整備には多額の経費が掛かります。その経費の応分の負担をしていただくこと、また、ごみの減量化・資源化をさらに推進するために、事業系一般廃棄物処理手数料の見直しを行います。

③ 減量化・資源化に関する講習会の実施

多量排出事業者の廃棄物管理責任者に対し、多量排出事業者であると自覚させること、また、拡大生産者責任の考え方や事業系一般廃棄物の排出についての指導及びアドバイスを行うため、収集運搬業者も含めた減量化・資源化を推進するための講習会を実施します。

実施方針Ⅱ－２ 食品ロスの削減

【現状と課題】

食品ロスとは、「本来、食べられるのに廃棄される食品」のことで、日本国内で年間612万tあると言われています。本市では、年間約5千tで、人口1人当たり年間約22kg、1日当たり約60gの食品ロスが発生しています。

令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が制定され、同法第13条で、「市町村は、基本方針を踏まえ当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」とされています。ただし、国の基本方針には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物処理計画又は一般廃棄物処理計画との整合性を図り、当該計画の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることも考えられること。」と示されていることから、本計画の中で食品ロスの削減について位置付けて推進します。

食品ロスは、コンビニや大型スーパー、飲食店などの事業者から排出されていることから、食品ロスの削減について、さらに周知・啓発を行うことで、事業系ごみの更なる減量化・資源化を図る必要があります。

【具体的な施策・取組】

① 食品ロス削減月間における周知・啓発

毎年10月の食品ロス削減月間に合わせて、市民、事業者に向けて食品ロスの削減をPRするために、チラシや横断幕などを作成し、周知・啓発を図ります。

② 食品ロス削減の取組の更なる推進

一部の小・中学校で行っている食品廃棄物の資源化事業を、その他の公共施設に拡大するとともに、民間事業者の食品廃棄物の回収をモデル事業として実施の検討をするなど、食品ロスの削減の取組をさらに推進します。

③ 商工会議所などと連携した店舗などへの働きかけの実施

商工会議所や商店会連合会などと連携し、飲食店や小売店舗、食品製造業などに対し、食品ロス削減のための取組を行っている店舗の認定制度や表彰などを行い、ホームページなどを活用して宣伝及び紹介を行います。

実施方針Ⅱ－3 紙類の更なる資源化

【現状と課題】

事業系ごみの中で資源となる一般廃棄物として、段ボール、新聞・チラシ、雑誌、シュレッダー古紙などの紙類があります。事業者が排出する紙類については、紙問屋などの古紙回収業者へ持ち込むか、資源回収業者が引き取ることで処理していますが、もえるごみの中に混じって焼却処理されている紙類も少なくありません。

紙類をきちんと分別して排出することについて、さらに周知・啓発を行うことで、事業系ごみの更なる減量化・資源化を図る必要があります。

【具体的な施策・取組】

① 収集運搬許可業者への周知・啓発

収集運搬許可業者に対し、許可更新の時期などの機会を捉えて、改めて段ボール、新聞・チラシ、雑誌、シュレッダー古紙などの紙類の資源化の推進についての周知・啓発を行います。

② 排出事業者への周知・啓発

排出事業者に対し、機会を捉えて、「事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理について」などのチラシを用いて、事業系ごみの適正な処理について周知・啓発を行います。

実施方針Ⅱ－４ 内容物検査実施による不適正排出への指導

【現状と課題】

事業系一般廃棄物は、排出事業者が収集運搬許可業者と契約をして環境センターに搬入若しくは事業者自らが、直接環境センターに搬入し焼却処理されますが、一部の事業者による事業系一般廃棄物ではない廃棄物（資源となる古紙なども含む。）も環境センターに搬入され、焼却処理されている実態があります。

内容物検査は、搬入された事業系ごみの目視及び展開検査を行い、紙資源や不適正廃棄物が混入していないかをその場で確認し、必要に応じて、指導などを行うことで、不適正廃棄物の排出抑制が期待できます。

【具体的な施策・取組】

① 内容物検査の定期的な実施による監視体制の強化

搬入業者に対して、搬入ごみ内容物検査を定期的を実施し、事業系一般廃棄物の監視体制を強化するとともに、当該廃棄物の適正処理及び資源化を推進します。

② 内容物検査の実施による不適正排出事業者への指導の徹底

許可業者には、提出された搬入確認リストから不適正廃棄物の混入があった排出事業者を特定するとともに、搬入業者（運転手）に対し、立入調査、行政指導、行政処分の対象になる旨教示し、適正搬入について指導及び持ち帰りの指示を行います。

また、直接搬入業者に対しても同様に、適正搬入について指導及び持ち帰りの指示を行います。

基本方針Ⅲ 安定的なごみ処理体制の確立

実施方針Ⅲ－１ 新ごみ中間処理施設の整備

【現状と課題】

令和7年度中の稼働を目指して、新ごみ中間処理施設の整備を進めています。施設規模は、家庭系ごみと事業系一般廃棄物の焼却量の合計が45,626 t（厚木市分）の予定です。今後は、施設規模に合わせて、ごみの減量化・資源化をより一層推進する必要があります。

【具体的な施策・取組】

① 新ごみ中間処理施設の整備の着実な推進

令和7年度中の稼働を予定しており、厚木愛甲環境施設組合が主体となって、新ごみ中間処理施設の整備を着実に推進します。

また、SDGs、環境問題等が学べる新たな環境学習の場として利用できるような整備を進めます。

実施方針Ⅲ－2 資源化センターの在り方に関する検討

【現状と課題】

平成12年から稼働している資源化センターについて、稼働から20年が経過し、鉄、アルミ圧縮成形機などの設備が経年劣化により、故障頻度が増加していることから、大規模改修などを含む施設の建て替えなど、施設の在り方を検討する必要があります。

【具体的な施策・取組】

① 資源化センターに関する課題の抽出

資源化センターについて、施設などの老朽化に伴う建て替え又は移転、既存設備の大規模改修など、それぞれの課題を抽出し、検討を行います。

実施方針Ⅲ－3 戸別収集を含めた収集方法の検討

【現状と課題】

本市では、現在、原則として集積所を利用した収集を行っていますが、令和元年5月から市内3地区において、もえるごみの戸別収集を実施しています。戸別収集を行うことで、各世帯が排出したごみに責任を持ち、ごみの減量化に対する意識が高まったり、資源物の混入が少なくなったりするなどの効果が期待されます。また、高齢者や障がい者の方などの集積所へのごみ出しの負担を軽減することもできます。その一方で、収集するための車両の台数が増え、車両から排出される二酸化炭素や収集コスト、収集時間及び労力が増加するなどのデメリットもあります。

今後は、メリット・デメリットを検証した上で、戸別収集を含めた収集方法の見直しを行います。

【具体的な施策・取組】

① もえるごみの戸別収集の段階的な拡大

モデル地区での収集結果やアンケート結果などから課題を抽出し、また、実施したことによるメリット・デメリットをきちんと検証し、課題を解消しながら、もえるごみの戸別収集を段階的に拡大します。

② 完全戸別収集の課題及び方向性の検証

もえるごみの戸別収集の結果などを基に、収集に伴う設備（車両）、人員、処理施設の整備など課題を抽出し、資源を含めた完全戸別収集の方向性を検証します。

③ 超高齢社会などに対応可能な収集方法の見直し

現在のごみ集積所を利用した収集方法における、ごみ出しの負担感（集積所までの距離や、雨の日のごみ出しなど）や集積所での問題点（カラスや猫などによる散乱、持ち込み・持ち去り、分別マナーなど）を洗い出し、高齢者、障がい者、子育て世代など様々な世代に適応した収集方法の見直しを行います。

基本方針Ⅳ 市民協働による計画の推進

実施方針Ⅳ－１ 環境学習及び環境教育の充実

【現状と課題】

ごみの減量化・資源化を推進し、循環型都市を実現するためには、大人になってからはもちろんのこと、子どもの頃からの環境学習・環境教育が重要となります。ごみを減量するための方法や、ごみの排出に対する意識啓発、ごみの減量化を他人ごとではなく、自分ごととして捉えて考えることなどを、多くの市民の皆様が、年齢などに合わせて気軽に学び、体験できる環境づくりを整えることが必要となります。新ごみ中間処理施設について、SDGs、環境問題等が学べる新たな環境学習の場として利用できるよう整備を進めます。

【具体的な施策・取組】

① 環境センターなどを利用した環境学習の充実

自分たちが出したごみや資源がどのように収集され、処理されているかをより分かりやすく学習・体験できるように、環境センターや新ごみ中間処理施設などを利用した環境学習を充実させます。

② 学校などにおける環境教育・環境学習への充実

環境活動に主体的に参画できる人材の育成のためには、子どもの頃からの環境教育・環境学習の体験が重要となることから、学校や家庭、地域が協力して実施する環境教育・環境学習への支援を行います。

実施方針Ⅳ－２ 不法投棄防止のための地域との協働

【現状と課題】

集積所などで、ごみの不適正排出や、ルールを守らずマナーの悪い一部の人による不法投棄が後を絶たない状況です。不法投棄は、同じ場所に継続的に投棄されることも多いことから、パトロールを行うなどして対策をしていますが、状況はなかなか改善しません。

不法投棄の防止について、引き続き、地域と協働して根気強く対応をしていく必要があります。

【具体的な施策・取組】

① 地域との協働による不法投棄の未然防止及び迅速な処理の実施

不法投棄多発場所の状況（場所や時間帯など）を把握し、地域と協働した見守りによる未然防止や、時間帯を絞ったパトロールの強化を行うなど、不法投棄の迅速な処理を行います。

② 不法投棄をさせにくくする環境づくりの推進

不法投棄多発場所などに監視カメラや看板設置など物理的な対応を行うとともに、市民に向けた意識啓発を行い、地区の自治会などと協働して不法投棄をさせにくくする環境づくりを推進します。

実施方針Ⅳ－３ ごみ対策協議会、自治会連絡協議会などとの連携の強化

【現状と課題】

本計画を推進するためには、ごみ対策協議会や自治会連絡協議会などとの協働が不可欠となります。関係団体とより一層の連携を図るとともに、その活動の支援を行います。

【具体的な施策・取組】

① ごみ対策協議会との連携の更なる強化

様々な団体の代表者から構成されるごみ対策協議会の各部会（ごみ再利用推進部会、ごみ減量推進部会、広報啓発推進部会）の個々の活動を引き続き支援するとともに、更なる連携を図ります。

② 自治会連絡協議会などとの協働による環境意識の向上

地域美化活動や清掃活動など自治会連絡協議会などの関係団体を実施する活動を支援し、環境意識の向上を図ります。

3 実施体制及び各主体の役割

(1) 目標達成に向けた各主体の役割の体系

設定した基本目標及び達成目標を達成するためには、市が具体的な施策・取組を行うとともに、市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体、事業者と協働して、それぞれの役割に基づき、ごみの減量化・資源化に取り組む必要があります。

本計画では、市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体、事業者及び行政の役割を次のように定めます。

各主体の役割の体系（案）



(2) 各主体の役割

設定した基本目標及び達成目標を達成するためには、市が具体的な施策・取組を行うとともに、市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体、事業者と協働して、それぞれの役割に基づき、ごみの減量化・資源化に取り組む必要があります。

本計画では、市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体、事業者及び行政の役割を次のように定めます。

1 市民（滞在者を含む。）の役割

市民は、ごみの排出について、自分ごととして考え、自覚と責任を持つことが必要です。ごみの発生抑制を最優先したライフスタイルを目指すため、食品ロスの削減を意識し、不必要な物は買わない、再生品を活用する、分別を徹底して資源となるものをごみとして出さないなど、ごみの減量化・資源化への取組を積極的に行うことが大切です。

2 環境保全等活動団体の役割

環境保全等活動団体は、市民、事業者及び行政と連携し、環境学習・環境教育の実施や参加、美化活動を実施するなど、環境の保全等に寄与する活動を積極的に行います。また、団体ならではのネットワークを通じて、環境問題やその改善に向けた取組を広げていく必要があります。

3 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する必要があるため、ごみの発生・排出抑制、食品ロスの削減、資源物の徹底した分別・処理を行います。また、生産者が製品の生産・使用段階だけではなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負う拡大生産者責任の考え方に基づき、ごみの発生抑制、再利用及び再生利用に取り組む必要があります。

4 行政の役割

行政は、自らが率先してごみの減量化・資源化を推進する必要があります。また、市民、環境保全等活動団体、事業者の活動を支援するとともに、ごみ減量化・資源化に関する情報提供や環境教育・環境学習の実施、各種施策の充実、安心・安全・安定的な収集方法の見直しなど、適宜、的確な施策の立案、実施を行います。

第4章 計画の推進体制と進捗管理

1 計画の効果的な推進に向けて

(1) 情報の提供

本計画の基本目標及び達成目標を実現するために、ごみの減量化・資源化に向けた市の施策など、市民の方に必要な情報を広く、そして分かりやすく周知する必要があります。

そのため、市ホームページや広報あつぎなど、様々な手段により情報提供を行う必要があります。

(2) 各主体の連携

各主体が、それぞれの役割を果たすためには、役割をきちんと理解するとともに、個々の活動だけではなく、積極的な情報の共有や意見交換など連携を図る必要があります。

(3) 推進体制

本計画を推進するため、ごみ対策協議会や自治会連合協議会などに積極的に意見を求めることとします。

2 計画の進捗管理

(1) 計画内容の周知

本計画を推進するためには、多くの市民の皆様にも本計画の基本目標、達成目標、基本方針、実施方針及び各主体の役割について知っていただく必要があります。

そのため、本計画について、市ホームページなどを活用して広く周知する必要があります。

(2) 計画の進捗管理

本計画を推進する中で、PDCAサイクルを用いて、継続的に点検、評価、見直しを行います。また、目標実現に向けた施策が実施されているか、十分な成果を上げているかなど、期限を定めた指標等を用いて評価していく必要があります。中間年度を設定し、その時点での目標値の達成状況や取組の進捗状況、社会状況の変化などを鑑み、必要に応じて計画自体の見直しなどを行います。

